



# 令和2年度 第4回 越谷市下水道事業運営審議会



## 目次

1. 第3回審議会質問事項への回答
2. 下水道事業の原則と経費負担について
3. 収支ギャップの算定について
4. 料金体系の改定案の検討
5. 料金体系の適用について





# 1. 第3回審議会質問事項への回答

## 上水道の料金改定について

現行の料金体系：平成16年4月～  
 今後の改定予定：現時点での改定予定なし

## 他市の料金体系について

	越谷市(H28.7.1)		さいたま市(H26.6.1)		川口市(H30.7.1)		川越市(H24.11.1)		所沢市(H30.4.1)	
	水量(m <sup>3</sup> )	料金(円)	水量(m <sup>3</sup> )	料金(円)	水量(m <sup>3</sup> )	料金(円)	水量(m <sup>3</sup> )	料金(円)	水量(m <sup>3</sup> )	料金(円)
基本料金	～10	1,050	0	666	～10	887	0	200	～10	660
従量料金	～50	110	～10	17	～20	93	～10	45	～20	83
	～200	115	～30	140	～50	112	～20	80	～30	107
	～500	118	～50	174	～100	131	～30	105	～50	125
	500～	121	～100	218	～200	149	～50	130	～200	149
			～200	272	～500	168	～200	150	～500	174
			～500	298	～1,000	188	～500	175	～1,000	204
			～1,000	352	～2,500	208				
		～5,000	385							
		5,000～	413							



## 2. 下水道事業の原則と経費負担について

### 下水道事業の原則

#### 雨水の処理に係る経費



⇒ 公費（税金）が負担

雨水の排除については、汚水と異なり、原因が降雨であることや、利益が広く市民に及ぶため、受益者が特定できないことから使用料で賄うのは不適當

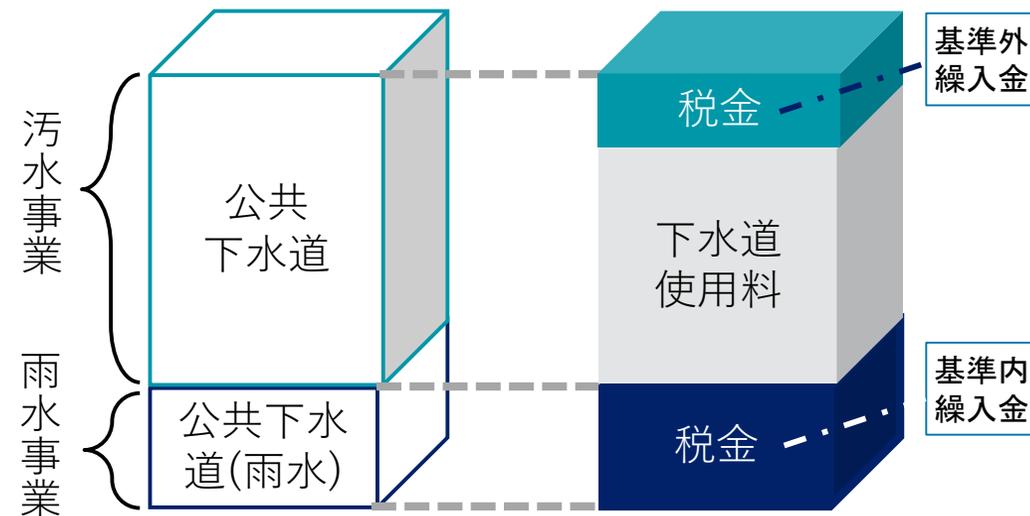
#### 汚水の処理に係る経費



⇒ 受益者が負担

汚水を排出する人（原因者）が特定されていることや、下水道を利用して快適な生活ができるという利益を受けている人（受益者）が特定されているため

### 汚水の処理に係る経費の負担



#### 現状



利用者

負担はしているが賄いきれていない



非利用者

一般財源になるべき税金が下水道の補填に

#### 料金体系の見直し



利用者

受益を受けた分を負担



### 3. 収支ギャップの算定について① 収支ギャップが発生する理由



純利益は黒字

損益計算書には含まれていないもの

- ・ 建設改良費（支出）
- ・ 企業債の発行（収入）、償還金（支出）  
など



収支は赤字

損益計算書に含まれていない  
将来の投資にかかる事業（建設改良費）や、  
過去の投資の際の借金の返済（企業債）を  
実施するための資金が不足している状態



収支ギャップ



### 3. 収支ギャップの算定について②

料金改定で解消すべき費用

#### 算定期間の不足額

単位：百万円（税抜）

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	5ヵ年計	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
収入額	8,090	8,088	7,384	7,270	7,145	37,977	7,054	6,935	6,885	7,098	7,067
内、料金収入	3,257	3,263	3,263	3,260	3,254	16,297	3,247	3,238	3,228	3,216	3,203
支出額	8,243	8,479	7,825	7,624	7,500	39,671	7,279	6,966	6,685	6,661	6,513
内、ストックマネジメント計画として計上している費用	900	900	900	1,100	1,100	4,900	1,100	1,100	1,100	1,300	1,300
内、汚水事業費	4,863	4,955	4,557	4,424	4,334	23,133	4,187	3,988	3,809	3,775	3,669
差引(現預金増減)	△ 153	△ 390	△ 441	△ 354	△ 354	△ 1,694	△ 225	△ 31	200	437	553
現預金残高	40	△ 350	△ 791	△ 1,144	△ 1,499	-	△ 1,724	△ 1,755	△ 1,555	△ 1,118	△ 565



#### 解消の条件

- ① 現預金残高が0以上になること
- ② 差引（現預金増減）の5年間平均が0以上になること



# 4. 料金体系の改定案の検討①

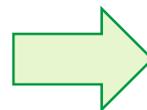
## 料金体系の改定案の算定

### 収支ギャップを解消するための料金収入の算定

※料金収入は5年間の合計額

#### 現状維持した場合の料金収入

約162億9750万円  
(1年平均: 32億5950万円)

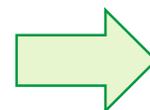


#### 収支ギャップを解消するために必要な料金収入

約180億6250万円  
(1年平均: 36億1250万円)

#### 不足額

17億6500万円  
(1年平均: 3億5300万円)



現行比10.8%の増額

(例)現行に対して一律10.8%を増加した場合の料金体系

	段階別水量 (m <sup>3</sup> /1か月)	現行	一律に負担増 (110.8%)
基本料金	~10m <sup>3</sup>	1,050円 (105円)	1,163円 (116円)
超過料金	11~50m <sup>3</sup>	110円	122円
	51~200m <sup>3</sup>	115円	127円
	201~500m <sup>3</sup>	118円	131円
	501m <sup>3</sup> 以上	121円	134円



## 4. 料金体系の改定案の検討② 前回提示した料金体系案

( )内は現行と比較した増減率 ※ケースCについては9 m<sup>3</sup>から従量料金

	段階別水量 (m <sup>3</sup> /1か月)	現行	ケースA 一律に負担増	ケースB 大口の負担増	ケースC 基本水量・料金を 下げその他の負担増
基本料金	8m <sup>3</sup> まで	1,050円 (105円/m <sup>3</sup> )	1,163円 (110.8%) (116円/m <sup>3</sup> )	1,050円 (100.0%) (105円/m <sup>3</sup> )	900円 (85.7%) (112.5円/m <sup>3</sup> )
	9~10m <sup>3</sup>				122円 (111.0%)
超過料金	11~50m <sup>3</sup>	110円	122円 (110.8%)	110円 (100.0%)	132円 (115.0%)
	51~200m <sup>3</sup>	115円	127円 (110.8%)	214円 (186.1%)	142円 (120.0%)
	201~500m <sup>3</sup>	118円	131円 (110.8%)	220円 (186.1%)	150円 (124.0%)
	501m <sup>3</sup> 以上	121円	134円 (110.8%)	225円 (186.1%)	

上記ケースの料金収入はすべて収支ギャップを解消するために必要な料金収入を超える算定



## 4. 料金体系の改定案の検討③ 意見を踏まえ算出した料金体系案

( )内は現行と比較した増減率 ※ケースCについては9 m<sup>3</sup>からケースD・Eについては7 m<sup>3</sup>から従量料金

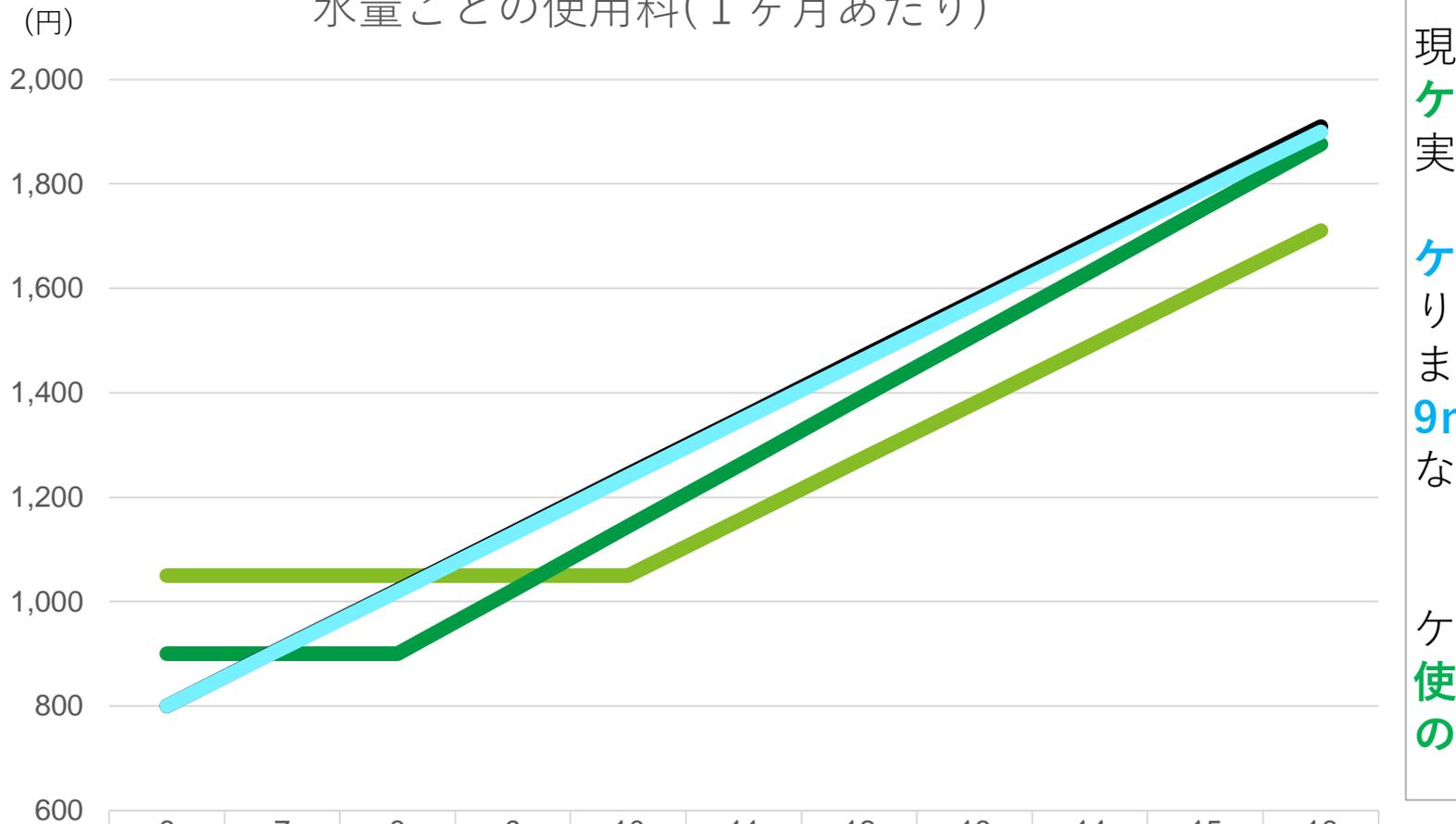
	段階別水量 (m <sup>3</sup> /1か月)	現行	ケースC 基本水量・料金を下げ その他の負担増	ケースD 基本水量を6m <sup>3</sup> ・7~50m <sup>3</sup> 同一料金その他の負担増	ケースE 基本水量を6m <sup>3</sup> ・料金細分 化、かつ21m <sup>3</sup> 以上負担増		
基本料金	6m <sup>3</sup> まで	1,050円 (105円/m <sup>3</sup> )	900円 (85.7%) (112.5円/m <sup>3</sup> )	800円 (76.2%) (133円/m <sup>3</sup> )	800円 (76.2%) (133円/m <sup>3</sup> )		
	7~8m <sup>3</sup>					111円 (105.7%)	110円 (104.8%)
	9~10m <sup>3</sup>						
超過料金	11~20m <sup>3</sup>	110円	122円 (111.0%)	111円 (101.0%)	110円 (100.0%)		
	21~50m <sup>3</sup>				120円 (109.1%)		
	51~200m <sup>3</sup>	115円	132円 (115.0%)	132円 (115.0%)	132円 (115.0%)		
	201~500m <sup>3</sup>	118円	142円 (120.0%)	142円 (120.0%)	142円 (120.0%)		
	501m <sup>3</sup> 以上	121円	150円 (124.0%)	150円 (124.0%)	150円 (124.0%)		



# 4. 料金体系の改定案の検討④

## 意見を踏まえ算出した料金体系案

水量ごとの使用料(1ヶ月あたり)



現行の料金体系に対して、**ケースCは10m<sup>3</sup>(2ヶ月あたり19m<sup>3</sup>)**で実質の値上げになります。

**ケースD・Eは**ほぼ同じ料金体系となり、グラフ上も同程度の推移となります。  
**9m<sup>3</sup>(2ヶ月あたり17m<sup>3</sup>)**で実質の値上げとなります。

ケースCとケースD・Eを比較すると、**使用水量の少ない場合、使用料金が安いのはケースCになります。(19m<sup>3</sup>まで)**

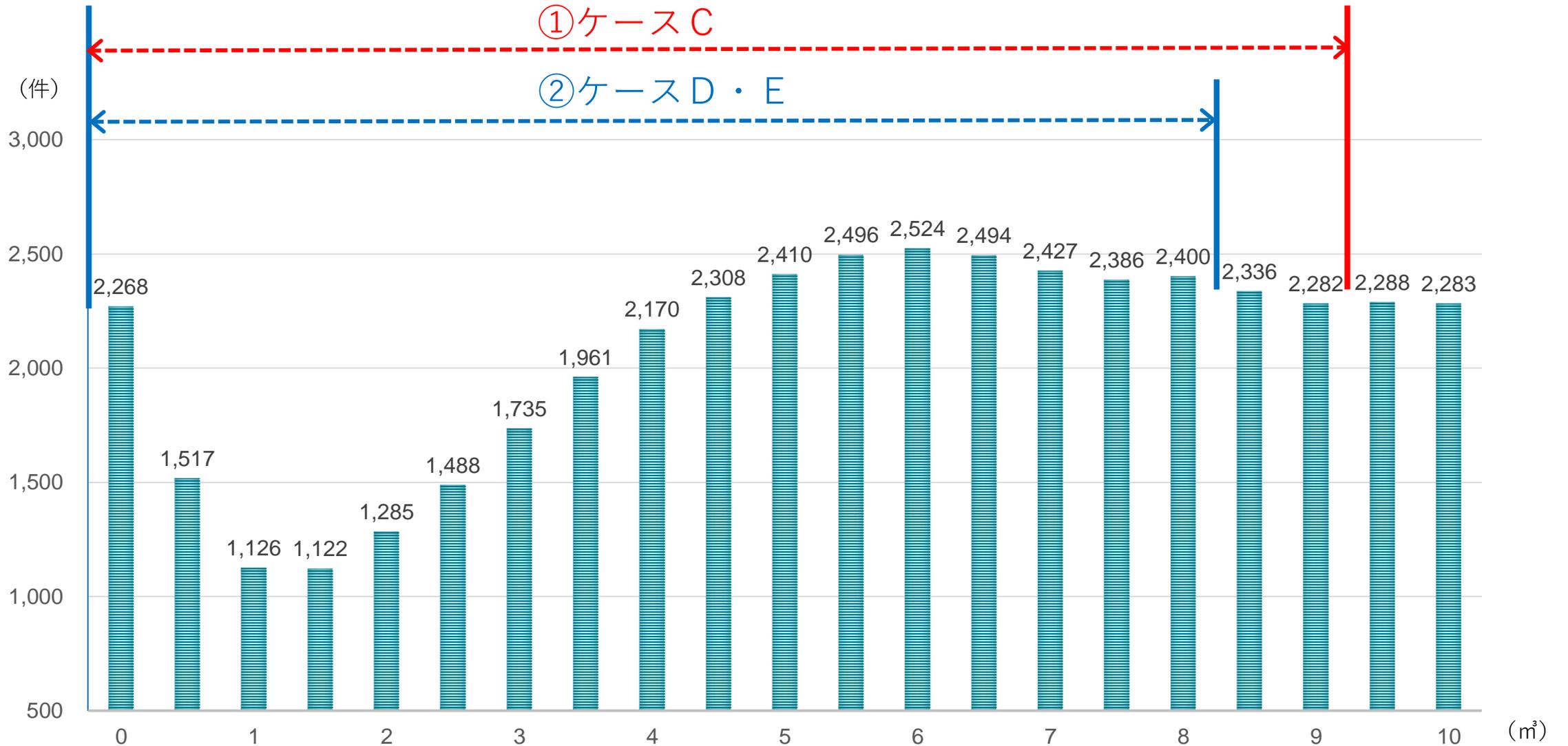
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
● 現行	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,160	1,270	1,380	1,490	1,600	1,710
● ケースC	900	900	900	1,022	1,144	1,266	1,388	1,510	1,632	1,754	1,876
● ケースD	800	911	1,022	1,133	1,244	1,355	1,466	1,577	1,688	1,799	1,910
● ケースE	800	910	1,020	1,130	1,240	1,350	1,460	1,570	1,680	1,790	1,900



# 4. 料金体系の改定案の検討⑤

## 使用料の変化の検証

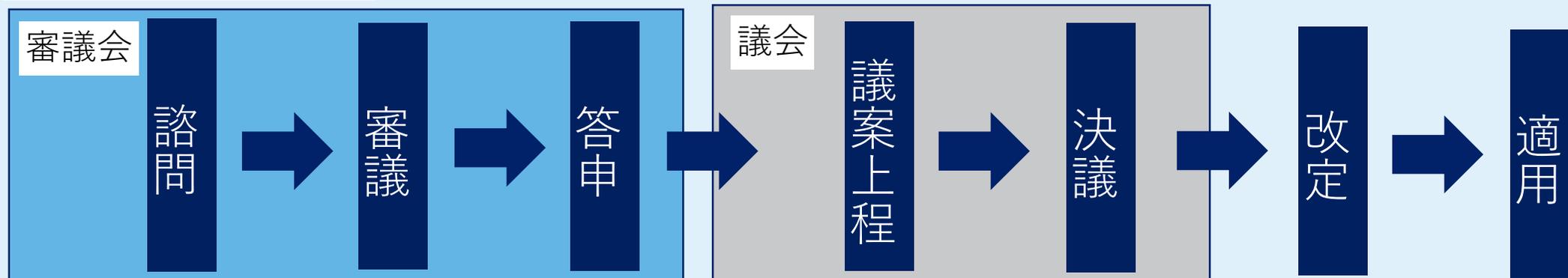
1ヶ月あたりの使用水量ごとの利用者件数の分布(平成31年度実績)





## 5. 料金改定の適用について

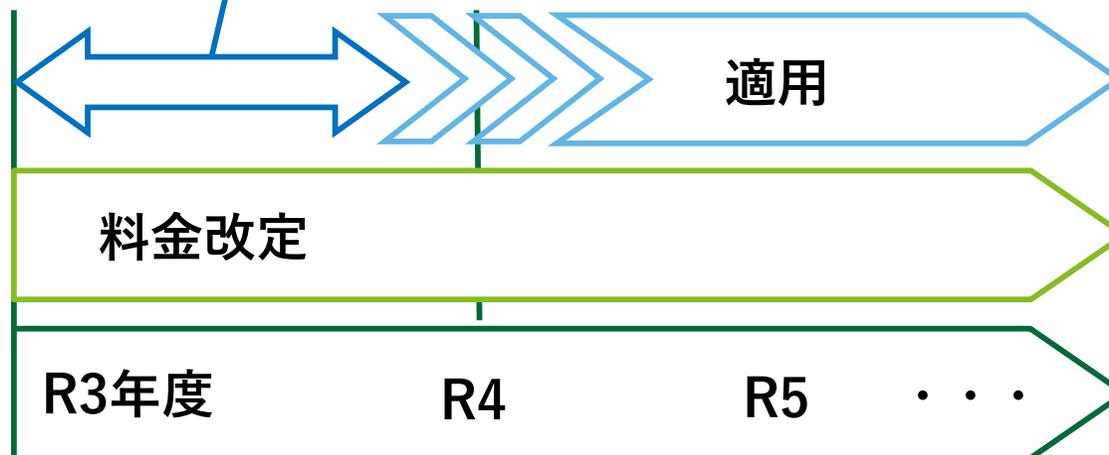
料金改定までの流れ



### 適用時期を考慮

- ・ 行政により適用時期を判断
- ・ その間の措置として、一般会計からの基準外繰入金で補填するよう調整

一般会計からの繰入金で補填



※年度については参考であり、適用時期を示すものではありません